令和7年10月27日

目次労働施策の総合的な推進並びに労働者の 雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等 の — 部を改正する法律 新旧対照条文

													L		1-	-10 /	Τ.		, -	
	公		関	0	年	\bigcirc	囲	0	六	0	に	0	月	\bigcirc	公				_	\bigcirc
児	\mathcal{O}	時	$\overline{}$	働	月	員	に	会	を	害	11	員	日	性	日	用	第	働	第	働
業	カゝ	労	令	派	超	雇	, \	険	え	\mathcal{O}	政	業	は	職	は	分	条	策	条	策
介	起	者	八	事	な	\mathcal{O}	政	務	1	用	で	定	布	生	布	に	係	総	係	総
休	L	$\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$	兀	\mathcal{O}	範	進	で	法	囲	促	\emptyset	$\overline{}$	日	に	日	け	_	的	_	的
等		期雇	日	正な	内に	関す	める	昭和	にお	等に	日施	和二	ら起	ける	ら起	男女	布の	推進	布日	推進
又	月	労	は	営	<i>\)</i>	特	施	+	て	す		\equiv	L	躍	L	均	カュ	C_{i}	は	び
家	超	者	布	確	政	措		年	令	法		法		推		な	起	労	和	労
介	な	雇	日	及	で	法		律	定	$\overline{}$		第	六	に	六	숲	L	者	年	者
を行	範囲	管 理	ら起	派遣	める	昭和		八十	る日	和三		$\frac{\Xi}{+}$	を超	する	を超	び 待	一年	雇用	月一	雇用
労	に	改	し	働	施	+			行	五.		<u> </u>	な	律	な	\mathcal{O}	月	安	施	の安立
者	<i>\\</i> \	等	-	\mathcal{O}		年		分		法			範	平	範	保	超	及		定及び
福	政	関	六	護		律		12		第			内	\equiv	内	に	な	職		職業
に関	で定	る法	を超	に関		九十		附則		<u>-</u> +		第	ζ,	年	<i>\)</i>	る	囲	活		生活
る	る	$\overline{}$	な	る		六号)		+				条	政	律	政	律	に	充		の充実
律	施	成	範			· 沙		条		$\widehat{}$		係	で	六	で	昭	11	等		実等に
平成		年法	内に	(昭和		$\overline{}$		(係)		$\overline{}$			める	- 四 号	\emptyset	四十	政	関		関
三年		律第	<i>\)</i>	六十		附則		公公		附則		\mathcal{O}	日施	\sim	日施		で定	る法		する法
律		+	政	法		第十一		\mathcal{O}		第十名		カュ	行	抄)	行	法律符	る	$\overline{}$		律 (昭
		ハ号)	戸で宝	第		一条問		口から		采関 区		起		(第四		百	施	和		昭和四
-六号		· 沙	\Diamond	八十八		係()		・起算		_		L		条関		三号		十一		十一
		_	施	号)		公公		して		公布		一年		係)				年法		年法
抄)		附則	行 】	(抄)		布の		年		の 目		月		公公		抄)		律第一		十一年法律第百
(附 問		第十四				か		六月か		からお		を超る		布日、		(第二		白三上		自三上
別第十		条関		門則第		起		と超え		炉 算		な				二条関		- 二 - 是		三十二号)
五条		係()		十三		L		んない		して 一		範囲		八		孫 (孫)				
関	34	_	32	条	31	_	30	範	28	年	26	内	21	匹	12	_	4	抄	1	抄
	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)(抄)(附則第十五条関	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)(抄)(附則第十五条関公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)(抄)(附則第十五条関公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 —————— 包 (抄)(附則第十四条関係) 【短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)(抄)(附則第十四条関係)【	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)(抄)(附則第十五条関布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)(抄)(附則第十五条関係)【令和八年四月一日又は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)(抄)(附則第十五条関係と、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成五年法律第七十六号)(抄)(附則第十四条関係)【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	育児体業、介護体業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)(抄)(附則第十五条関布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	で定める日施行】 (別別第十五条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (別別第十五条関係) 【令和八年四月一日又は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (別別第十五条関係) 【令和八年四月一日又は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (別別第十三条関係) 【令和八年四月一日又は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (別別第十三条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (別別第十三条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (別別第十二条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (別別第十二条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (別別第十二条関係) (別別第十二条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (別別第十二条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (別別第十二条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (別別第十二条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (別別第十二条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (別別第十五条関を関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (別別第十二条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日本に対立ないので定める日本に対立ないので定める日本に対立ないので定める日本に対立ないので定める日本に対立ないので定める日本に対立ないので定める日本に対立ないので定める日本に対立ないので定める日本に対立ないので定める日本に対立ないので定める日本に対立ないのでで定める日本に対立ないので定める日本に対立ないのでで定める日本に対立ないので定める日本に対立ないので定める日本に対立ないので定める日本に対立ないのでで定める日本に対立ないので定める日本に対立ないので定める日本に対立ないので定める日本に対立ないので定める日本に対立ないので定める日本に対立ないので定める日本に対立ないので定める日本に対立ないのででので定める日本に対立ないので定める日本に対立ないので定める日本に対立ないので定める日本に対立ないのでで定める日本に対立ないので定める日本に対立ないのでで定める日本に対立ないのでで定める日本に対立なりのででののででのでのでのでで定める日本に対するといのででのでのでのででのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので	○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)(抄)(附則第十五条関 ○ 有児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)(抄)(附則第十五条関 ○ 大会保険労務士法(昭和二十三年法律第11十六号)(抄)(附則第十条関係)【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】	○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(平成三年法律第七十六号)(抄)(附則第十五条関係)【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (投) (附則第十二条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (投) (附則第十一条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (対) (附則第十一条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (対) (附則第十二条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (対) (附則第十二条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (対) (附則第十二条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (対) (附則第十二条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (対) (附則第十三条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (対) (附則第十四条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (対) (附則第十三条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (対))(第二条関係)【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】	○ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)(抄)の開期第十五条関係)【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 (ク 船員職業安定法(昭和二十三年法律第一十二年法律第一十二号)の 船員職業安定法(昭和二十三年法律第一十二年法律第一十二号)の 船員職業安定法(昭和二十三年法律第一十二年法律第一十二号)の 船員職業安定法(昭和二十三年法律第一十二号)の 船員職業安定法(昭和二十三年法律第一十二号)の (対) (所則第十条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行] (一年八月を超えない範囲内において政令で定める日施行] (一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行] () (所則第十二条関係) (下年八月を超えない範囲内において政令で定める日施行] (下年八月本の第二十二条関係) (下年八月本の代)(下年八月本の代)(下年八月本の代)(下十二条関係) (下年八月本の代)(下十二条関係) (下十二条関係) (「本年、日本の代)(下十二条関係) (「本年、日本の代)(下十二条関係) (下十二条属格)	では、一年大月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――							

 \bigcirc (第一条関係)【公布日又は令和八年四月一日施行】 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 (昭和四十一年法律第百三十二号) (抄)

第八章 治療と就業の両立支援	第四条 (略) 第四条 (略) 第四条 (略) (国の施策)	お一章 第一章 第二章 第二章 第二章 第二章 中途採用に関する情報の公表を促進するための措置等 (第二章 中途採用に関する情報の公表を促進するための措置等 (第二十七条の二) 第二十十条 一章 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する 第三十条 の八 第三十条 の八 第三十条 の八 第三十条 の 1 第三十条 の 1 第三十条 の 1 第三十条 の 1 1 1 1 1 1 1 1 1	改正案	
(新設)	(新設) (新設) (国の施策)	日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次	現	(傍線部分は改正部分)

(新設)

2 当該労働者からの相談に応じ、 の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 すること等を防止し、 受ける労働者について、 一十七条の三 厚生労働大臣は、前項に規定する措置に関して、その 事業主は、 その治療と就業との両立を支援するため、、就業によつて疾病又は負傷の症状が増悪 疾病、 適切に対応するために必要な体制 負傷その 他の 理 由により治療を 適切かつ

する。
就業の両立支援指針」という。)を定め、これを公表するものと有効な実施を図るため必要な指針(以下この条において「治療と有効な実施を図るため必要な指針(以下この条において「治療と

3 たれたものでなければならない。 律第五十七号) 治療と就業の両立支援指針は、 第七十条の二第 労働安全衛生法 項に規定する指針と調和が (昭和四十七 保年

4 はその団体に対し、 厚生労働大臣は、 必要な指導、 治療と就業の両立支援指針に従い、 援助等を行うことができる。 事業主又

第九章 外国人の雇用管理の改善、 再就職の 促 進等の 措 置

第十章 する問題に関して事業主の講ずべき措置等職場における優越的な関係を背景とした言動に起 因

第十一 国と地方公共団体との連携等

第十二章 雑則

(船員に関する特例)

び第四項、第十章(第三十条の七及び第三十条の八を除く。)、第三十八条。この法律(第一条、第四条第一項第十五号、第二項及 除く。)の規定は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十 号)第六条第一項に規定する船員 第三十三条、第三十六条第一項、前条第一項並びに第四十一条を (次項において「船員」という

> 第八章 外国 人の 雇用管理の改善、 再就職 の促進等の措

第九章 する問題に関して事業主の講ずべき措置等職場における優越的な関係を背景とした言動に起因

第十 章 国と地方公共団体との連携等

第十一章 雑 則

条、第三十六条第一項、前条第一項並びに第四十一条を除く。)、第九章(第三十条の七及び第三十条の八を除く。)、第三十三第三十八条(この法律(第一条、第四条第一項第十五号及び第二項(船員に関する特例) 条第一項に規定する船員(次項において「船員」という。)につの規定は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条、第三十六条第一項、前条第一項並びに第四十一条を除く。)

2・3 (略) 。)については、適用しない。

第三十八条の二 第六条から第九条まで、第六章(第二十七条を除第三十八条の二 第六条から第九条まで、第六章(第二十七条を除第三十八条の二 第六条がら第九条まで、第六章(第二十二年活化の国家公務員(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十の国家公務員(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十の国家公務員(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十の国家公務員(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十の国家公務員(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十の国家公務員(昭和二十六年法律第二百五十七号)第二条第二十条の三の規定は一般職の国家公務員(昭和二十六年法律第二十八条の三、第三十条の四から第三十条の八まで、第三十三条第二十八条の二、第六条から第九条まで、第六章(第二十七条を除第三十八条の二、第六条から第九条まで、第六章(第二十七条を除

- 2・3 (略) いては、適用しない。

(適用除外)

第三十八条の二 第六条から第九条まで、第六章(第二十七条を除第三十八条の二 第六条から第九条まで、第六章(第二十七条を除第三百五十七号)第二条第一項の規定は国家公務員及び地方公務員に関する国会職員及び自衛隊法(昭和二十二年法律第八十五号)第二条第一項(第九章の規定の施行に関するものに限る。)及び第二規定する国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第八十五号)第二条第二章の規定は国家公務員及び地方公務員に関する国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第八十五号)第二条第二章の規定は国家公務員及び地方公務員にのいて、第三十三年法律第二百九十九号)の適用を受ける裁時指置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の適用を受ける裁時指置法(昭和二十六年法律第二十九年法律第八十五号)第二条第五項に規定する隊員については、適用しない。

 \bigcirc (第二条関係)【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者第三十三条 事業主は、職場において行われる顧客、取引の相手方の措置等) (職場における顧客等の言動に起因する問題に関する雇用管理上	第三十二条(略)関する国、事業主及び労働者の責務)(職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に	第三十一条 (略) 関する雇用管理上の措置等) (職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に	因する問題に関して事業主の講ずべき措置等第十章 職場における優越的な関係を背景とした言動等に起	目次 目次 目次 第一章 解則 (第四十二条—第五十一条) 第一章 知と地方公共団体との連携等 (第四十条・第四十一条 第三十九条) 第三十九条) 第二十九条 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	改正案
(新設)	第三十条の三(略)(国、事業主及び労働者の責務)	第三十条の二(略)(雇用管理上の措置等)	する問題に関して事業主の講ずべき措置等第十章 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因	目次 目次 目次 目次 目次 日次 日次 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	現

ばならない。
の抑止のための措置その他の雇用管理上必要な措置を講じなけれ
の抑止のための措置その他の雇用管理上必要な措置を講じなけれ 適切に対応するために必要な体制の整備、 社会通念上許容される範囲を超えたもの 環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、 (雇用する労働者が従事する業務の性質その (次条第五項にお 項において「顧客等言動」という。 いて 顧客等」 という。 により当該労働者の就業 (以下この項及び次条第 労働者の就業環境を害 他の 0 言 事情に照らして 「動であ て、

つ。 、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならな 当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として 当業主は、労働者が前項の相談を行つたこと又は事業主による

3 厚生労働大臣は、前三項の規定に基づき事業主が講ずべき措置 置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずる 置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずる

次項において「指針」という。)を定めるものとする。 等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針 (早生労働大臣は、前三項の規定に基づき事業主が講ずべき措置

5 第三十一条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更に

労働者及び顧客等の責務)(職場における顧客等の言動に起因する問題に関する国、事業主

に対する事業主の他の措置を講ずるように努めなける。 三十四条 国は、労働者の就業環境を害する顧客等言動を行つて 三十四条 国は、労働者の就業環境を害する顧客等言動を行つて 三十四条 国は、労働者の就業環境を害する顧客等言動を行つて

2 事業主は、顧客等言動問題に対するその雇用する労働者の関心

(新設)

努めなければならない 必要な配慮をするほか、 働者に対する言動に必要な注意を払うよう、 と理解を深めるとともに、 国の講ずる前項の措置に協力するように 当該労働者が他の 研修の実施その他の事業主が雇用する労

- 3 ければならない。
 が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うように努め 自らも、 事業主(その者が法人である場合にあつては、 顧客等言動問題に対する関心と理解を深め、 その (役員) 他の事業主 は、
- ばならない 業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに労働者は、顧客等言動問題に対する関心と理解を深め、他の事 事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなけれ 労働者は、
- 5 いよう、 顧客等は、 労働者に対する言動が当該労働者の就業環境を害することの客等は、顧客等言動問題に対する関心と理解を深めるととも 必要な注意を払うように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例

第三十五条 条までの規定は適用せず、次条から第三十九条までに定めるとこ十三年法律第百十二号)第四条、第五条及び第十二条から第十九については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成及び第二項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争三十五条 第三十一条第一項及び第二項並びに第三十三条第一項 ろによる。

(紛争の解決の援助

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、第三十六条 (略) 該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。 当

(調停の委任)

第三十七条 都道府県労働局長は、 第三十五条に規定する紛争につ

紛争の解決の促進に関する特例

第三十条の四 、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四条ての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争三十条の四 第三十条の二第一項及び第二項に定める事項につい から第三十条の八までに定めるところによる。

第三十条の五(略)(紛争の解決の援助) (略)

2 合について準用する。 第三十条の二第二項の規定は、 労働者が前 項の援助を求めた場

調停の委任

第三十条の六 都道府県労働局長は、 第三十条の四に規定する紛争

、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときはいて、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があつた 争調整委員会に調停を行わせるものとする。

2 労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない事業主は、労働者が前項の申請をしたことを理由として、 当該

第三十八条 の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十五条」と読み替一項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用あるのは「事業所」と、同法第三十一条第一項中「第二十四条第十二号)第三十七条第一項」と、同法第二十六条中「事業場」と 」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安する。この場合において、同法第二十五条第一項中「前条第一項第三十二条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第二十五条から等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第二十五条から 定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三 えるものとする。

三十九条 (略)(厚生労働省令への委任)

第十一 章 国と地方公共団体との 連携等

第四十条・ 第四· +条 略

第十二章 雑 則

第四十二条 (助言、 指導及び勧告並びに公表 (略)

> - 第三十条の二第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。 きは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項つた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるとについて、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があ

2 について準用する。

調停

第三十条の七 及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十九条から、三十条の七 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確 」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安るのは「事業所」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項二号)第三十条の六第一項」と、同法第二十条中「事業場」とあ 定及び職業生活の充実等に関する法律第三十条の四」と読み替え るものとする。

第三十条の八(略)(厚生労働省令への委任)

第十一章 国と地方公共団 体との連

第三十一条・第三十二条 略

第十二章 雑 則

(助言、 指導及び勧告並びに公表 (略)

2 その旨を公表することができる。 合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、 定に違反している事業主に対し、前項の規定による勧告をした場 項及び第二項、第三十六条第二項並びに第三十七条第二項の規 厚生労働大臣は、 第三十一 条第一 項及び第二 項、 第三十三条第

(報告等

第四十三条 (略)

第四十四条 厚生労働大I (資料の提出の要求等) 及び第二項、第三十六条第二項並びに第三十七条第二項を除く。十八条第一項、第三十一条第一項及び第二項、第三十三条第一項 必要な資料の提出及び説明を求めることができる。を施行するために必要があると認めるときは、事業主に対して 厚生労働大臣は、この法律(第二十七条第一 第三十三条第一項 項、 第二

(報告の請求)

第四十五条 三十七条第二項の規定の施行に関し必要な事項について報告を求二項、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第二項並びに第四十五条 厚生労働大臣は、事業主から第三十一条第一項及び第 めることができる。

2

(権限の委任)

第四十六条 (略)

船員に関する特例

び第四項、第十章(第三十八条及び第三十九条を除く。)、第四第四十七条。この法律(第一条、第四条第一項第十五号、第二項及 十二条、 第四十五条第一項、 前条第一項並びに第五十一条を除く

> 2 て、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨をしている事業主に対し、前項の規定による勧告をした場合におい 第三十五条及び第三十六条第一項において同じ。 公表することができる。 五. 第二 厚生労働大臣は、第三十条の二第一 項及び第三十条の六第二項において準用する場合を含む。 項及び第二項)の規定に違反 (第三十条の

(報告等

第三十四条

(資料の提出の要求等)

第三十五条 施行するために必要があると認めるときは、事業主に対して、必十八条第一項並びに第三十条の二第一項及び第二項を除く。) を 要な資料の提出及び説明を求めることができる。 厚生労働大臣は、この法律(第二十七条第一項、第二

報告の請求

第三十六条 第二項の規定の施行に関し必要な事項について報告を求めること ができる。 厚生労働大臣は、事業主から第三十条の二第一 項及び

2 略

第三十七条 (権限の (委任)

船員に関する特例

第三十八条 第三十三条、 第四項、第十章(第三十条の七及び第三十条の八を除く。)、 この法律(第一条、第四条第一 第三十六条第一項、 前条第一項並びに第四十 項第十五号、 第二項及

については、適用しない。第六条第一項に規定する船員(次項において「船員」という。)。)の規定は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)

通大臣」と、第三十一条第四項(同条第一項中「厚生労働省のは「突通政策審議会」と、第三十七条第一項及び前条第一項中「都道府県労働局長」とあるのは「交通政策審議会」と、第三十七条第一項及び前条第一項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」とあるのは「第三十七条第一項及び前条第一項中「都道府県労働局長」とあるのは「第三十七条第一項及び前条第一項中「都道府県労働局長」とあるのは「第三十七条第一項及び前条第一項中「都道府県労働局長」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」と、前条第一項中「都道府県労働合」とあるのは「国土交通省令」とする。 る場合を含む。 れらの規定を同条第六項及び第三十三条第五 員に関しては、 第三十三条第四項 一条第三項 並びに第四 第四 十二条、 項 気におい 項 及び 第四 第五 7 半五条 準 甪 項

3 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第二十六条から第三十二号)第三十五条」と、同法第三十八条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)が置該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)が置法第二十六条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同法第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)が置がれる地方運輸局(運輸監理部を含む。)」と、同法第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該第三十一条」と、同法第二十二条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員は」と、同法第二十二条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員は」と、同法第二十二条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員は」と、同法第二十二条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員は」と、同法第二十二条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員十二条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員十二条中「当該調停員と、同法第三十一条」と、同法第三十一条。

。)については、適用しない。号)第六条第一項に規定する船員(次項において「船員」という除く。)の規定は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十

あるのは「国土交通省令」とする。のは「第三十六条第一項」と、前条 第三 第三十三条第二項中「第三十五条及び第三十六条第 候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」と、 第三十条の八まで」とあるのは「、 議会」とあるのは「交通政策審議会」と、 るのは「国土交通大臣」と、第三十条の二 は「第三十六条第一項」と、前条第一項中「 船員に関しては、 項」と、第三十条の五第一項、 第三十六条第一項及び前条第一項中「厚」に関しては、第三十条の二第三項から第 第三十条の六第一項及び前条第三十条の六及び第三十八条 第四項中 厚生労働大臣」とあ 「厚生労働省令」と 五 べまで、 一項」とある 「労働政策審 第三十

3 条中「当該委員和四十一年法律でに労働者の見事」 る法律用 る地方運輸局(運輸監理部を含む。)」と、同法第二十五条第一停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)が置かれ中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調 準用する。この場合において、同法第二十条から第二十三条までの六第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停について第四項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する第三十条 第二十条中「事業場」とあるのは及び第二十六条中「委員会は」と 十一年法律第百三十二号)第三十条の四」と、 第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、 「当該委員会に係属している」とあるのは 第二の分 十条から第二十七条まで並びに第三十野における男女の均等な機会及び待遇 八条第一 雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並 「事業所」と、 「当該調停員が取 - 一条第三項及び過の確保等に関す 同法第二十 同法第一 -同 条 法

び職業生活の充実等に関する法律第三十七条第一項」と読み替えあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及るのは「国土交通省令」と、同法第三十七条第三項中「前項」と調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあ 十六条から前条まで並びに第三十七条第三項及び第四項」と、「活の充実等に関する法律第四十七条第三項において準用する第二「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生 るものとする。 り扱 るの

第四十八条(適用除外) 裁判所職員、日臨時措置法(日 律第二百五十七号)第二条第二号の職員を除く。)、裁判所職員公務員(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法第八章及び第三十一条から第三十四条までの規定は一般職の国家第四十五条第一項の規定は国家公務員及び地方公務員について、 に規定する国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五裁判所職員、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第一条 (第十章の規定の施行に関するものに限る。) 及び第二項並びに 第二条第五項に規定する隊員については、 第七章、 第六条から第九条まで、 (昭和二十六年法律第二百九十九号)の適用を受ける 第三十五条から第三十九条まで、 第六章 (第二十 適用しない。 第四十二条第一項 七条を除

(罰則)

第四十九条 拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。四十九条第四十一条第四項の規定に違反した者は、 六月以下 'n

第五十条 をした者は、三十万円以下の罰金に処する。五十条次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該 違反行為

第二十七条第一項の規定に違反して届出をせず、 又は虚偽の

> のとする。 「国土交通省令」と、同法第三十一条第三項中「前項」とあるのとあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは 充実等に関する法律第三十八条第三項において準用する第二十条働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の 生活の充実等に関する法律第三十条の六第一項」と読み替えるも から前条まで並びに第三十一条第三項及び第四項」と、「調停」 は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業 扱 つて いる」と、 同法第二十七条中「この節」とあるの は

(適用除

第三十八条の二 六十五号)第二条第五項に規定する隊員については、適用しない第一条に規定する国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第百受ける裁判所職員、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の適用を三年法律第二百五十七号)第二条第二号の職員を除く。)、裁判の国家公務員(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十の国家公務員(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十 ついて、第八章、第三十項並びに第三十六条第一 条第一項(第十章の規定の施行に関するものに限る。 く。)、第七章、 第六条から第九条まで、 第三十条の二及び第三十条の三の規定は一般職条第一項の規定は国家公務員及び地方公務員に 第三十条の四から第三十条の八まで、 第六章 (第二十七条を除 及び第二

(罰則)

第三十九条 拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。三十九条 第三十二条第四項の規定に違反した者は、 六月以下

第四十条 金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の 罰

第二十七条第一項の規定に違反して届出をせず、 又は虚偽 \mathcal{O}

届出をしたとき。

をしたとき。 第二十八条第一 項の規定による届出をせず、 又は虚偽 0 届出

をしたとき。 第四十三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁報告をし、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の一 第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の

2

第五十一条 の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。 第四十五条第一 項の規定による報告をせず、 又は虚偽

届出をした者

をした者 第二十八条第一 項の規定による届出をせず、 又は虚偽 の届

出

査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁三 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の

又は虚偽の報告

第三十六条第二項の規定による報告をせず、

兀 をした者

2

略)

の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。第四十一条第三十六条第一項の規定による報告を出 第三十六条第一項の規定による報告をせず、 又は虚 偽

 \bigcirc 布日又は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号) (抄) (第三条関係) 【公

(傍線部分は改正部分)

ように努めなければならない。 電の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずる第十一条 (略) 第十一条 (略) 指置等) は場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の (職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の	第二節 事業主の講ずべき措置等保等 保等 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確	目次 目次 目次 日本 (略) 日本 (略) 日本 (中) 日本	改正案
に努めなければならない。 (職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の は、これに応ずるよう (職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の に努めなければならない。	第二節 事業主の講ずべき措置等 保等 保等 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確	目次 目次 目次 目次 目次 目次 目次 目次	現

第十四条 国は、求職者等の求職活動等を阻害する前条第一項に業主及び労働者の責務) (求職活動等における性的な言動に起因する問題に関する国、	(求職活動等における性的な言動に起因する問題に関する雇用管第十三条 事業主は、求職者その他これに類する者として厚生労働が引きいよう。)におるその求職活動その他求職者等の対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、主該労働者による性的な言動により当該求職者等の求職活動等が阻害されるために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じるために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じるために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じるために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じるために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じるために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じるために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じるために必要な特別という。)を定めるものとする。 (次項において「指針」という。)を定めるものとする。 本は対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。 事に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指置を講じならないで、活針の表別では、当該労働者を定めるものとする。 本は対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。 事に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指置を講じならればならない。 本は対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。 本は対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。 事に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指置を講じ、 が項において「指針」という。)を定めるものとする。 本は対して解こるであるのは、「聴く」と読み替えるものとする。	第十二条(略)び労働者の責務)(職場における性的な言動に起因する問題に関する国、	4 · 5 (略)
条第一項に規 (新設) 関する国、事	個に関する雇用管 を記して厚生労働 において「求職者等の職業の が配害される。 にとして、当該労働 にとして、当該労働 にとして、当該労働 にとして、当該労働 にといて、当該労働 にといて、当該労働 にといて、当該労働 にといっ、 を記し、当該労働 にといっ、 にといっ、 にといっ。 につい。 にといっ。 につい。 にといっ。 につい。 につい。 につい。 にのい。 につい。 にのい。 につい。 にのい。 につい。 にのい。	第十一条の二 (略) ボー条の二 (略) び労働者の責務) (職場における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及	4 • 5 (略)

りっ ばならない。 定する言動を行つてはならないことその (以下この条において「求職活動等における性的言動問題」と (以下この条において「求職活動等における性的言動問題」と 広報活動 啓発活動その他の措置を講ずるように努めなけ

- 2 めなければならない。 要な配慮をするほか、 等に対する言動に必要な注意を払うよう、 する労働者の関心と理解を深めるとともに、 事業主は、 求職活動等における性的言動問題に対するその | 国の講ずる前項の措置に協力するように努な注意を払うよう、研修の実施その他の必に解を深めるとともに、当該労働者が求職者以等における性的言動問題に対するその雇用
- 4 3 ればならない 自らも、 (め、求職者等に対する言動に必要な注意を払うように努めなけらも、求職活動等における性的言動問題に対する関心と理解を事業主(その者が法人である場合にあつては、その役員)は、 労働者は、 求職活動等における性的言動問題に対する関心と理
- 解を深め、求職者等に対する言動に必要な注意を払うとともに、 ならない。 事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければ

2 写作 (略) おしまける妊娠、円 出産等に関する言動に起因する問題に関す

、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならな当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として 労働者が前項の相談を行つたこと又は事業主による

3 (略)

(職場における妊娠、 出産等に関する言動に起因する問題に関す

る国、事業主及び労働者の責務)

(略)

る雇用管理上の措置等) (職場における妊娠、 出産等に関する言動に起因する問題に関す

2 第十一条の三 (略

業主による当該相 1 第十一条第二 て準用する。 項の規定は、 談 0 対応に協力した際に事実を述べた場合に 労働者が前項の相談を行 V 又は事

3 4 略

る国、 (職場における妊娠、 事業主及び労働者の責務 出産等に関する言動に起因する問題に関す

第十一条の四 略

妊娠中及び出産後 の健康管理に関する措置)

第十七条 の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を用する女性労働者が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号) 確保することができるようにしなければならない。 事業主は、 厚生労働省令で定めるところにより、 その 雇

略

切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者を選任するよう遇の確保が図られるようにするために講ずべきその他の措置の適用項に定める措置等並びに職場における男女の均等な機会及び待第二項、第十五条第一項、第十六条第二項、第十三条第一項、第十四条第二項、第十一条第一項、第十四条第二項、第十三条第一項、第十四条第十八条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第八条 に努めなければならない。 、第十一条第一項、第十二条 十九条 事業主は、厚生労働 (男女雇用機会均等推進者)

節 事業主に対する国の援助

第 一十条 略

第三 章 紛争の 解 決

第 節 紛争の の解決の 援助等

理機関(事業主を除く。)に関し、 除く。)に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処十八条第一項に定める事項(労働者の募集及び採用に係るものを 条 事業主は、 条 (事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する 第六条、 第七条、 第九条、 七条及び 第

> 妊 娠 中及び出 産後の健康管 理に関う はする措

第十二条 の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を用する女性労働者が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇 確 保することができるようにしなければならない。

第十三条 略

第 を図るための業務を担当する者を選任するように努めなければなるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施等並びに職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られ項、第十一条の四第二項、第十二条及び前条第一項に定める措置 八条、 十三条の二 女雇用機会均等推進者 第十一条第一 一条第一項、第十一条の二第二項、第十一条の三第事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、 一条の三第

第三節 事業主に対する国の援助

-四 条 略

第三章 紛 争 0) 解 決

節 紛 争 \mathcal{O} 解決 0 援 助

(苦情 の自主的 決

十五 機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者く。)に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理三条第一項に定める事項(労働者の募集及び採用に係るものを除 条 |事業主は、 第六条、 第七条、 第九条、 第十二条及び第十

関をいう。)に対し当該苦情の処理を委ねる等その自主的な解者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための を図るように努めなければならない。 決機

び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第三十び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第三十進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四条、第五条及と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促、第十七条並びに第十八条第一項に定める事項についての労働者第二項、第十三条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項ポニ十二条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項及びポニ十二条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項及び 一十二条 第五条から第七条まで、 (紛争の解決の促進に関する特例) |条までに定めるところによる。

、紛争の解決の援助

2 事業主 |労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当

律第六条第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)にあると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要が 争の当事者(以下「関係当事者」という。)の双方又は一方から働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛二十四条「都道府県労働局長は、第二十二条に規定する紛争(労 停を行わせるものとする。

2 労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。 事業主は、 労働者が前項の申請をしたことを理由として、 当 該

を図るように努めなければならない。を図るように努めなければならない。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関

紛争の解決 の促進に関する特例

第十六条 第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関 十一条の三第一 次条から第二十七条までに定めるところによる。 第十一 第五条から第七条まで、第九条、 条の 項、 三第二 事業主との間の紛争については、個別労働関第十二条並びに第十三条第一項に定める事項 「第二項において準用する場合を含む。)、第一第七条まで、第九条、第十一条第一項及び第

紛争の 解決の援助

第十 2 -七条 (略

いて準用する。 第十一条第二項の 規定は、 労働者が前 項の援助を求めた場合に

の委

第十八条 当事者 六条第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に調停と認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要がある の募集及び採用についての紛争を除く。)について、十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛 (以下「関係当事者」という。)の双方又は一方から調停及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の一都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争(労働者 せるも のとする。

2 第十一条第二 第十 項 の規定は、 労働者が前項の申請をした場合につ

(調停)

第 一十五条 「調停」という。) は、三人の調停委員が行う。 前条第一 項の規定に基づく調停(以下こ 0 節に お 11 7

2 する。 調停委員は、委員会の委員のうちから、 会長があらかじ め 指名

一十六条~第三十条

訴訟手続 の中止

共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者のであるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において三十一条 第二十四条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争 めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

2 •

第三十二条・ 第三十三条

略

第四章 雑 則

第三十四条· 第三十五条

略

(公表)

第三十六条 及び第二項、第十五条第一項及び第二項、第十七条、項から第三項まで、第十一条第一項及び第二項、第十三十六条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、 おいて、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、 ている事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合に 旨を公表することができる。 第二十三条第二項並びに第二十四条第二項の規定に違反し 工条、第十八条第第十三条第一項 第九条第一 その

調

第十九条 調停」という。)は、三人の調停委員が行う。(十九条)前条第一項の規定に基づく調停(以下) 項の規定に基づく調停(以下この節にお ·

 3 調停委員は、 する。 委員会の委員のうちから、 会長があらかじめ 指

一十条~: 第二十四条

一十五条 続の中 止

同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定め次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共あるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争で て訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

<u>·</u>

2

3

十六条・第二十七条

略

第四 章 雑 則

二十八条 第二十九条 略

(公表

第三十条 告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつ の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧 含む。) から第三項まで、第十一条第一 たときは、その旨を公表することができる。 第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する場合を 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、 第十一条の三第一項、 項及び第二項(第十 第十二条並びに第十三条第一項 第九条第 条の三 第二 項

に関

第 第六項、 五条第四項及び第十八条第三項におい 者に関しては、第四条第一 とあるのは 方運輸局長 項及び第三十五条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「 第十条第一 、第十一条第五項、第十三条第四項、「国土交通大臣」と、第四条第四項 項の規定により読み替えられた第二十四条第 第十八条第二項並びに前三条中条第一項、第十一条第四項、第 項に規定する船 第十条第二項、 ・・『・『真、第十一条第五項、第十三条第四項、第十八は、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項(同条に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする船員職業安定法(昭和二十三年治律をデー のうちから指名する調停員」とする。 一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)(運輸監理部長を含む。)」と、第二十四条第一項 「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載 第四条第四項 第十三条第三 て準用する場合を含む。 (同条第六項、第十条第二 「厚生労働大臣」とあるの 第二十五条から第一項の規定によ 第二十四条第一項 項、 第十五条第

する特

第三十 六条第二号、第七条、第九条第三項、第十一条の三第一項、第十六条第二号、第七条、第九条第三項において準用する場合を含む一条の三第四項及び第十三条第三項において準用する場合を含む四条第四項(同条第六項、第十条第二項、第十一条第五項、第十四条第四項(原条第六項、第十条第二項、第十一条第四項、第十一条の三第三項、第十三条第二項並び項、第十一条第四項、第十一条の三第三項、第十三条第二項並び項、第十一条第四項、第十一条の三第三項、第十三条第二項並び 者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。」という。)」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補 項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十七条第一休業をしたこと」とあるのは「船員法第八十七条第一項又は第二による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定によると、第十一条の三第一項中「労働基準法第六十五条第一項の規定 項、第十八条第一項及び第二·項の規定によつて作業に従事・ は業をしたこと」とあるのは び第十三条第三項において準用第六項、第十条第二項、第十一 」とあるの 者に関しては、第四条第一 八条第一項中「第六条第 項に は「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、 規定する船 一条ので進用する場で、一条第一項並びに同条祭では、第十一条第五項、をおり入び同項に対しては、 17星前司受(軍輸監理部長を含む。)」と、第項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長作業に従事しただ。」 項の紛争調整委員会 並びに同条第四項 で項に規定するw する場合を含む。 する船員になろうとする 第十 項及び第五 〇以下 条の三第四項 第十条第 「委員会 項(同条 反

2 指名を受けて調停員が行う調停については、第一前項の規定により読み替えられた第十八条第 第十九条から第二十 項の規定により

>指名を受けて調停員が行う調停については、

三十三条までの規定は、 適用しな

3

5 停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調つている」と、第三十三条中「この節」とあるのは「第三十七条「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱 置かれる地方運輸局(運輸監理部を含む。)」と、第三十二条中当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)が 十七条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「及び第三十二条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第二 えるものとする。 て準用する。この場合において、 第二十六条から第三十三条までの規定は、 第二十六条から第二十九条まで 項の 調 停につい

(適用除

第三十八条 職員、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の適用を受け置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の適用を受ける裁判所百五十七号)第二条第二号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措 (行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二二章第二節(第十九条を除く。)の規定は、一般職の国家公務員五条及び第三十六条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第三十八条 第二章第一節、第十九条、同章第三節、前章、第三十 る国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号) 条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

第五章 罰則

報告をした者は、 一十五条第一 二十万円以下の過料に処する。 項の規定による報告をせず、 又は虚偽

附 則

> 七条までの規定 ぼ 適 用し な

3

5

項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」いる」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱つて 条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第二十一準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び ものとする。 調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。) が置か と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替える れる地方運輸局(運輸監理部を含む。)」と、第二十六条中「当 第二十条から第二十七条までの規定 は、 第二項の調停につい

(適用除: 外

第三十二条 を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号裁判所職員、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の適用臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の適用を受ける律第二百五十七号)第二条第二号の職員を除く。)、裁判所職員公務員(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法第二章第二節(第十三条の二を除く。)の規定は、一般職の国家 一十九条及び第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、 第二条第五項に規定する隊員に 第二 章第一 節、第十三条の二、同章第三節、 関しては適用しない。 前章、

第五 罰則

第三十三条 \mathcal{O} 報告をした者は、 第二十九条第一項の規定による報告をせず、 二十万円以下の過料に処する。 又は虚偽

附 則

1 (施行期日) 略)

2 公表の推進のための措置並びに」とする。 業主行動計画に基づく取組及び同法第二十条の規定による情報の(平成二十七年法律第六十四号)第八条第一項に規定する一般事あるのは、「、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の令和十八年三月三十一日までの間は、第十九条中「並びに」と 業務) (令和十八年三月三十一日までの間の男女雇用機会均等 推 進 者 \bar{o}

2

1 (施行期日)

(令和八年三月三十一日までの間)(略) の男女雇 用機会均等推進者の

業

の公表の推進のための措置並びに」とする。事業主行動計画に基づく取組及び同法第二十条の規定による情報律(平成二十七年法律第六十四号)第八条第一項に規定する一般とあるのは、「、女性の職業生活における活躍の推進に関する法 令和八 年三 月三 7 日までの間 は、 第 十三条の二中 「並びに」

 \bigcirc 日又は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)(抄) (第四条関係) 【公布日、 令和八年四月

(傍線部分は改正部分)

(基本方針) 第五条 (略) 2 基本方針においては、次に掲げ 一・二 (略) 三 女性の職業生活における活躍 に掲げる事項 イ・ロ (略) 別の解決を促進するために必 二 (略) 四 (略)	2・3 (略) 第二条 女性の職業生活に第二条 女性の職業生活を営み、又は営も 精極的な提供及び雇用形態 制分担等を反映した職場 制分担等を反映した職場 を旨として、行われなけ を旨として、行われなけ	改
	を は は に に に に に に に に に に に に に	Œ
ために必要な措置に関する事項 ために必要な措置に関する施策に関する次 次に掲げる事項を定めるものとする。	性と能力が十分に発揮できるようにすること 影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性 できるようとする女性に対する採用、教育訓練、 が出の変更その他の職業生活における ではいるである。 が出るではに対する採用、教育訓練、 をいまける情行が女性の職業生活における できるようによって職 をがればならない。	案
(基本方針) 第五条 (略) 2 基本方針においては、次に掲げる事項・一・二 (略) 三 女性の職業生活における活躍の推進. に掲げる事項 イ・ロ (略) (新設) 四 (略)	2・3 (略) (基本原則) (基本原則)	現
ける活躍の推進に関する施策に関する次次に掲げる事項を定めるものとする。	では、職業生活における が間性と能力が十分に発 女性の職業生活における 大性の職業生活における がはるが十分に発 がはるが十分に発	行

原生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況がおける男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条第一項の規定に基づき講じている業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第十三条第一項の規定に基づき講じている業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第一十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、雇用の分野における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主適合するものである旨の認定を行うことができる。 基づ

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更(前閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定める軽機な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定める軽機な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定める軽機な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定める軽機な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定める軽機な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定める軽機な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定める軽機な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定める軽機な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定める軽機な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定める軽機な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定める軽機な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定める軽機な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定める軽機な変更を除く。)をしようと対象を担いる。

主

厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性原生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性原生労働省令で定める基準に適合するものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものでああることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものでああることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものでああることでの他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。 5 申

九条

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとならない。

4

い。なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならななく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならな項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、遅滞

たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。5_特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をし

)•7 (略

羅に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定め二十条(第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異

四 (略)

を定期的に公表しなければならない。 業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事主を除く。) は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業

前項第一号及び第二号に掲げる情報

ところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定める

ばならない。 は、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなけ

は、遅滞なく、これを公表しなければならない。 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したとき

6・7 (略)

躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。 躍に関するよう、その事業における女性の職業生活における活 者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定め第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

(新設)

生活に関する機会の提供に関する実績
一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職績

二 (略)

(新設)

ところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定める

期的に公表するよう努めなければならない。 に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍

第二十一条 特定事業主は、 生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、そ二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表) に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。 の事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次

その任用する職員の男女の給与の額の差異

する女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとその任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

第三十四条 集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一 文は百万円以下の罰金に処する。

第三十六条

- に従事したとき。 第十六条第四項の規定による届出をしないで、 労働者の募集
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は項の規定による指示に従わなかったとき。二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二
- 第四十条の規定に違反したとき。

次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反行

> 期的に公表するよう努めなければならない。に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか 択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活

第二十一条 特定事業主は、 に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。の事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次 生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、そ 一十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

(新設)

(新設) 関する機会の提供に関する実績その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に

第三十四条 集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一 する。

第三十六条 刑又は三十万円以下の罰金に処する。三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月以下の拘禁

- に従事した者 第十六条第四項の規定による届出をしないで、 労働者の募集
- 第四十条の規定に違反した者 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は項の規定による指示に従わなかった者 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の

第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。)の規定に違反したとき。

し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくはの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項 虚偽の陳述をしたとき。

項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第

附 則

第二条 この法律は、(この法律の失効) う。 令和十八年三月三十一日限り、 その効力を失

2 \ \ 4

略

罰金に処する。

- し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者。)の規定に違反した者。)の規定に違反した者。)の規定に違反した者。)の規定に違反した者。)の規定に違反した者。

項の規定に違反して秘密を漏らした者
「第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第

附 則

第二条 この法律は、(この法律の失効) 失う。 平成三十八年三月三十 一日限り、 その効力を

2 \ \ 4

 \bigcirc お いて政令で定める日施行】船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)(抄) (附則第九条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内に

(傍線部分は改正部分)

 管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。 (労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、明本の事業主とみなして、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第三十一条第一項及び第三十四条第一項、第三十二条第一項及び第三十四条第一項、第三十二条第一項及び第三十一条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二条第一項、第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二条第一項と対理を表別である。 	(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用に関する特例) (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第九十一条第一項、第十五条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項、第十四条第二項、第十五条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項、第十四条第二項、第十五条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項、第十四条第二項、第十五条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項、第十四条第二項、第十三条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項、第十四条第二項、第十三条第一項、第十四条第二項、第十三条第一項、第十四条第二項、第十三条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項、第十四条第二項、第十三条第一項及び第十五条第二項、第十三条第一項及び第十五条第二項、第十三条第一項及び第十五条第二項、第十三条第一項及び第十五条第二項、第十三条第一項及び第十五条第二項、第十三条第一項中「雇用管理上及び指揮命令上」とする。	改正案
(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生の規定を適用する。この場合において、同法第三十条の二第一項の用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の適用に関する特例)	(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用に関する特例) (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第九十一条 船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣船員を雇用する事業主とみなして、雇用の分野における男女の均等な機会及び第一項、第十一条の四第二項、第十一条の二第二項、第十一条の三条第三項、第十一条第一項、第十一条の三第二項、第十一条の三第二項、第十一条の三第二項、第十一条の三第二項、第十一条の当該船員派遣に係る就業に関しては、当条第一項、第十一条の四第二項、第十二条及び第十三条第一項の規第一項、第十一条の回第二項、第十二条及び第十三条第一項の規第一項、第十一条の回第二項、第十二条及び第十三条の下を適用する。この場合において、同法第十一条第一項の規第一条の三第二項、第十二条及び第十一条の三第二項、第十一条の四第二項、第十二条及び第十一条の三第二項、第十二条及び第十一条の三第二項、第十二条及び第十三条第二項、第十二条及び第十三条第二項、第十二条及び第十三条第二項、第十二条及び第十三条第二項、第十二条及び第十三条第二項、第十二条及び第十三条の三項の規則に対する。	現

(外国船舶派遣に係る船員法等の適用に関する特例

2 \ \ 4 第九十二条

5 文の規定によつて船員派遣の役務に従事しなかつたこと」とする(昭和二十二年法律第百号)第八十七条第一項本文又は第二項本定法第九十二条第一項の規定により読み替えて適用される船員法によつて作業に従事しなかつたこと」とあるのは、「船員職業安におの規定の適用に関しては、同法第三十七条第一項中「船員法法律の規定の適用に関しては、同法第三十七条第一項中「船員法雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する 項の規定により船員法の適用を受ける労働関係につ 7

> 外国 船舶派遣に係る船員法等の適用に関する特例

第九十二条 (略)

2 \ \ 4

5

文の規定によつて船員派遣の役務に従事しなかつたこと」とする (昭和二十二年法律第百号) 第八十七条第一項本文又は第二項本 (昭和二十二年法律第百号) 第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」とあるのは、「船員職業安 によつて作業に従事しなかつたこと」とあるのは、「船員職業安 によって作業に従事しなかったこと」とあるのは、「船員職業安 によって作業に従事しなかったこと」とあるのは、「船員職業安 によって作業に従事しなかったこと」とあるのは、「船員職業安 によって作業に従事しなかったこと」とする 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係についての

 \bigcirc 万を超えない祭障害者の雇用 範用 囲の |内において政令で定める日||促進等に関する法律(昭和 三十五 年法律第百二十三号) (抄) 附 則 第十条関係) 【公布 0 日から起算して一年六

月 施 行 傍線 部 分 は 改 正

改

正

案

現

行

部 分

第七十四条の八 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の 第七十四条の八 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の 第七十四条の八 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の 第七十四条の八 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の 条の七第一項」と読み替えるものとする。 第

(州五条の二 (略)(船員に関する特例)

2

3 」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部」と、同法第二十七条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局、同法第二十六条中「関係当事者と同一の事業場に雇用される労条まで及び第三十二条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と外の七第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停につ四条の七第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停につ び第四項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する第七十る法律第二十六条から第三十二条まで並びに第三十七条第三項及雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関す

第七十四条の八 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の第七十四条の八 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の第七十四条の八 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の第七十四条の八 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇ののは「障害者の展開のの事業場に雇出する者」と、同法第二十条中「関係当事者と同一の事業場に雇出第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準定のでは、第十九条第一項の場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項をの対策を機会及び待遇の第七十四条の八 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の 項」と読み替えるものとする。

(州五条の二 (略)(船員に関する特例)

3 2 第

同法第二十一条とあるのは「空 法第二十条中「関係当事者と同一の事業場に雇用される労働者」で及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、同て準用する。この場合において、同法第二十条から第二十三条ま条の七第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停につい第四項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する第七十四第四項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する第七十四第四項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する第七十四第四項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する第七十四第四項の規定は、前項の規定により表表の対等な機会及び待遇の確保等に関す る のは 「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあのは「障害者の医療に関する専門的知識を有する者」と、

第一項」と読み替えるものとする。 第一項」と読み替えるものとする。 第一項」と読み替えるものとする。 第一項」と読み替えるものとする。 第一項」と読み替えるものとする。 第一項」と読み替えるものとする。 第一項」と読み替えるものとする。 第一項」とあるのは「当該法第三十二条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該法第三十二条中「当該委員会に係属している」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条第一項」とあるのは「障害者のとする。

は「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」は「障害者の雇用の促進等三十一条第三項中「前項」とあるの取り扱つている」と、同法第三十一条第三項中「前項」とあるのは「当該調停員が「一年の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と、同法第二十二年、第二項中「第十八条第一項」とあるのは「障害者の雇第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「障害者の雇り、)が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含む。)」と、同法

読み替えるものとする。

 \bigcirc 内において政令で定める日施行】(社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)(抄) (附則第十一条関係) 【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲

一項の調停の手続について、紛争の当事改善等に関する法律(平成五年法律第七	金 条 埋	紛争の当事 事	項善項の調に
の五第一項及び短時間労働者及び有期者の福祉に関する法律(平成三年法律八第一項、育児休業、介護休業等育児護等に関する法律(昭和六十年法律第一項、労働者派遣事業の適正な運営の	一二条働の保第	 間労働者及 (昭和六十年 (昭和六十年	十六号)第五十二条の五第一項及び写家族介護を行う労働者の福祉に関する八号)第四十七条の八第一項、育児公及び派遣労働者の保護等に関する法律をしている。第二十匹条第一項、労働者派法
に関する法律(昭和四十七年法律第項、雇用の分野における男女の均関する法律(昭和四十一年法律第百四的な推進並びに労働者の雇用の安工年決律第百二十三号)第七十匹条	の条充施品	記和四十七年法律第百紀 おける男女の均等記和四十一年法律第百紀 おける男女の均等のに労働者の雇用の安けのよりに労働者の雇用の安けのよりに対している。	 中 中 一 関 で で 十 十 十 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
三一五三長書写正二三号) 第二十四条のせんの手続並びに障害者の雇用の促進第六条第一項の紛争調整委員会におけるよ紛争の解決の促進に関する法律(平成十二の	アの号関門	一三号)第二十四条障害者の雇用の促進調整委員会における関する法律(平成十関する法律(平成十	1. () () () () () () () () () (
1は、次の各号に掲げる事務を行うことを業(務)	会保険労務士の業	の各号に掲げる事務を行うことを業	会保険労務士は、次
行 (傍線部分は改正部分)	現	案	改正

 \bigcirc 六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】・船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)(抄) (附則第十二条関係) 【公布の日から起算して一年

	(傍線部分は改正部分)
正	行
2~5 (略) 第十四条 (略) 用に関する特例) (船員法等の適用に関する特例)	
▽ける労働関係についての │6 第	用を受ける労働関係についての
り適用こ掲しては、 ―― 去津(呂泊りは遇の確保等に関する 雇用の分野にお	(景) り見官り箇月こ見してよ、 機会及び待遇の確保等に関する
(昭和二十二年法律第百号)第 同法第三十一名	(昭和二十二年法律第百号)
の足隹こ関する寺別昔置去第十 ニュニによつて作業に従事しなかつた 八十七	の足隹こ関する寺別昔置去第十一によつて作業に従事しなかつた
×又は第二項本文の規定に 二年法律第百号)第八十七 ^円 される船員法(昭和二十 四条第一項の規定により読	第二項
促事しなかつたこと」とする。 - L よつて船員労務供給の役務に従事	しなかつたこと」とする。

 \bigcirc 労 働 四業 月一 \mathcal{O} 一日又は公布の日から起算して一適正な運営の確保及び派遣労働者 一年六月を超えない範囲者の保護等に関する法律 l内において政令で定める日施行:(昭和六十年法律第八十八号) 抄) (附則第十三条関

(傍線 部 分 は 改 正 部 分

では、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令上」とする。 「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。 では、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関する法律の適用に関する特例) 「原十二条第一項、第十二条第一項、第十二条第一項、第十二条第一項、第十一条の三第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十一条の三第一項、第十一条の四第二項、第十三条第一項、第十一条の正第一項、第十一条の四第二項、第十三条第一項、第十一条の三第一項、第十一条の四第二項、第十三条第一項、第十一条の三第一項、第十一条第一項、第十一条の三第一項、第十一条第一項、第十一条の三第一項、第十一条の四第二項、第十一条の三第一項、第十一条の一項、第十一条の一項、第十一条の一項、第十一条の一項、第十一条の一項、第十一条の一項、第十一条第一項の規定を適用する。この場合において、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用に関する特例) 「雇用管理上及び指揮命令上」とする。 「雇用管理上及び指揮命令上」とする。 「雇用管理上及び指揮命令上」とする。		
正 第十三条第一項及び第十五条第 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律等に関する法律(昭和四十七年法律等に関する法律(昭和四十七年法律の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の遺用に関する法律の過用に関する事業主とみなして、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する時間で開始で表第一項、第十二条第二項、第十二条第二項、第十二条第二項、第十二条第二項、第十二条第二項の規定を適用する。この場第十一条第一項の規定を適用する。この場第十一条第一項の規定を適用する。この場第十一条第一項の規定を適用する。この場第十一条第一項の規定を適用する。この場第十一条第一項の規定を適用する。この場第十一条第一項の規定を適用する。この場第十一条第一項の規定を適用する。この場第十一条第一項の規定を適用する。この場第十一条第一項の規定を適用する。この場第十一条第一項の規定を適用する。この場第十一条第一項の規定を適用する。この場第十一条第一項の規定を適用する。この場第十一条第一項の規定を適用する。この場第十一条第一項の規定を適用する。この場第十一条第一項の規定を適用する。この場第十一条第一項の規定を適用する。この場別を対象の規定を適用する。この場別を対象の対等な機会のは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。	(雇用の分野における (雇用の分野における (雇用の分野における (雇用の分野における (雇用の分野における (雇用の分野における (雇用の分野における (雇用の分野における (雇用の分野における (雇用の分野における (雇用の分野における (雇用の分野における	改
で理上及び指揮命令上 「雇用管理上及び指揮命令上」とする。 管理上及び指揮命令上 大の場合 第一項及び第十五条第 「雇用管理上及び指揮命令上」とする。 で選上及び指揮命令上 「雇用管理上及び指揮命令上」とする。 「雇用管理上及び指揮命令上」とする。 「雇用管理上及び指揮命令上」とする。 「雇用管理上及び指揮命令上」とする。 「雇用管理上及び指揮命令上」とする。 電話等の選供を 第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を 第百十三号)第九条第三項、第十一条の四項、第十一条の四項、第十一条の四項、第十一条の三第一項、第十一条の担供を 第百十三号)第九条第三項、第十一条の提供を 第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を 第百十三号)第九条第三項、第十一条の四項、第十一条の四項、第十一条の四項を 第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を 第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を 第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を 第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を 第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を 第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を 第四十七条の三第一項、第十一条の四 第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を 第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を 第四十七条の三第一項、第十一条の四 第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を 第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を 第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を 第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を 第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を 第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を 第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を 第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を 第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を 第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を 第一項及び第十一条の三第一項中「雇	の項第二第等み務者役 均は、一項十になのの務 等 、 第項、一関し提当の な	正
現 「雇用管理上及び指揮命令上」とする。「雇用管理上及び指揮命令上」とする。「雇用の分野における男女の均等な機会しては、当該労働者派遣の役務の提供をも、当該労働者を雇用する事業主とみなして、当該労働者を雇用する事業主とみなして、当該労働者を雇用する事業主とみなして、当該労働者を適用する。この場第百十三号)第九条第三項、第十一条の四第二条の三第一項、第十一条の一項、第十一条の三第一項、第十一条の三第一項、第十一条の三第一項、第十一条の三第一項、第十一条の三第一項、第十一条の三第一項、第十一条の三第一項、第十一条の三第一項、第十一条の三第一項、第十一条の三第一項、第十一条の三第一項、第十一条の三第一項、第十一条の三第一項、第十一条の三第一項、第十一条の三第一項、第十一条の三第一項、第十一条の三第一項、第十一条の三第一項中「雇用管理上及び第十一条の三第一項中「雇用管理上及び第十一条の三第一項中「雇用管理上及び第十一条の三第一項中「雇用で、第十一条の三第一項中「雇用で、第十一条の三第一項中「雇用で、第十一条の三第一項中「雇用で、第十一条の三第一項中「雇用で、第十一条の三第一項中「雇用で、第十一条の三第一項中「雇用で、第十一条の三項中「雇用で、第十一条の三項中「雇用で、第十一条の三項中「雇用で、第十一条の三項中「雇用で、第十一条の三項中「雇用で、第十一条の三項中「雇用で、第十一条の三項中(用)の第十三条第十二条第一項中(用)の第十三条第十一条第十三条第十三条第十三条第十三条第十三条第十三条第十三条第十三列(用)の第十三条第十三列(用)の第十三列(用)の第十三条列(用)の第十三条列(用)の第十三条列(用)の第十三条列(用)の第十三条列(用)の第十三列(用)の第十三列(用)の第十二列(用)の第十二列(用)の第十二列(用)の第十二列(用)の第十二列(用)の第十二列(用)の第十二列(用)の第十二列(用)の第十二列(用)の第十二列(用)の第十二列(用)の第十二列(用)の第十二列(用)の第十二列(用)の第十二列(用)(用)の第十二列(用)の第十二列(用)(用)(用)(用)(用)(用)(用)(用)(用)(用)(用)(用)(用)(管第を条項律用け者受ける 理理項用の者遣に 部の者を が の の の の の の の の の の の の の の の る る る る	案
あ同二条十おたるそ 保	(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者があいまの。第十一条の三第一項、第十一条の三第一項、第十一条の三第一項、第十一条の一下に労働させる派遣労働者の追談労働者派遣に役の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四年、第十一条の三第一項、第十一条の一次の場合において、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確に関する。	現

5の充実等に関する法律の適用に関する特例)(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の 安定及び 職 業生

昭和四十一年法律第百三十二号)第二十並びに労働者の雇用の安定及び職業生活造労働者を雇用する事業主とみなして、 第一項及び第三十三条第一項条第二項の規定を適用する。 令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就 しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、 条第 びに労働者の雇用の安定及び職業生活の 十七条の四 《及び第三十三条第一項中 項 年法律第百三十二号) 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその。以する法律の適用に関する特例) 一十二条第二項 この場合において、 「雇用管理上」とあるのは、 第三十三条第 管理上」とあるのは、「雇 労働者派遣に係る就業に関 労働者派遣に係る就業に関 大工条の三第一項、第三十 十二条の三第一項、第三十 十二条の一項、第三十 十二条の一項、第三十一条

> 等に関 す

法第十一条及び第 るのは、 二第二

日十七条の四 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮の充実等に関する法律の適用に関する特例)(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業) びに労働者の雇用の安定及び職業生

条の二第一頁コ 「一 ・ しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派 造労働者を雇用する事業主とみなして、労働施策の総合的な推進 造労働者を雇用する事業主とみなして、労働施策の総合的な推進 条の三第二項の規定を適用する。こう事、 条の二第一頁コ 「一 条の一頁コ 「一 ^{先四十七条の四} 活の充実等に即 揮命令上」 とする。

用管理上及び指揮命令上」とする。

法第二十五条第一項中「前条第一項」とあるのは「労働者派遣事条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同確保等に関する法律第二十五条から第三十二条までの規定は、前第四十七条の九 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十七条の一項中「第二十四条第一項」とあるのは「労働者派遣事業の適正十六条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同法第三十一条第和六十年法律第八十八号)第四十七条の八第一項」と、同法第二業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭 六」と読み替えるものとする。

第

「第十八条第一項」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の第一年法律第八十八号)第四十七条の八第一項」と、同法第二十条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第一項の調停の手続について準用する。 替えるものとする。 保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十七条の六」と読

 \bigcirc 布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)(抄) (附則第十四条関係) 【公

る男女の均等な機会	保	第二十六条 雇用の分野における男女の	の均等な機会及び待遇の確
年法律第百十三号)	第二十五条から	等に関する法律(昭和四十七年法律制	律第百十三号)第十九条から第
条第一項の調停の手	続について準用	規定は、前条	の調停の手続
条第一項	中「前条第一項	において、同法第	十九条第一項中「前条第一項」と
1及び有期雇用労働者	の雇用管理の	あるのは「短時間労働者及び有期	雇用労働者の雇
法律第二十五条第一項」と、同法第	一十六条中「	二十五条第一項」	と、同法第二十条中「事業
内法第三十一条	第一項中「第二	とあるのは「事業所」と、同法第二	二十五条第一項中「第十八条第一
項」とあるのは「短時間労働者及び右	7期雇用労働者の	るのは「短時間労	働者及び有期雇用労働者の雇用管理
の改善等に関する法律第二十三条」と読	み替えるものと	関する法律第二十	と読み替

 \bigcirc 育児 公公 布休 の異、 か介 ら起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】、護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年) 法律第七十六号) 抄) 附 則 第 + 五 条関

係

傍線

部

分

は

改 正

部 分

行

等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条 第一項中「第二十四条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業 9労働者の福祉に関する法律第五十二条の五第一項」と、同法第二十六条中「事業場」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の五第一項」と、同法第二十六条中「事業場」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第二十五条第二項中「前条第二十二条の六 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の 第五十二条の六 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の 改 正 案 現

、船員に関する特例

三」と読み替えるものとする。

2

3 二十七条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは、同法第二十六条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同法第条まで及び第三十二条中「委員会は」とあるのは「調停員は」といて準用する。この場合において、同法第二十六条から第二十九二条の五第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停につ び第四項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する第五十る法律第二十六条から第三十二条まで並びに第三十七条第三項及雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関す 「当該調停員を指名した地方運輸局長 かれる地方運輸局 (運輸監理部を含む。 (運輸監理部長を含む。) 同法第三十

> 条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同法第二十五条第一項働者の福祉に関する法律第五十二条の五第一項」と、同法第二十時、1 とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項府等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十九条か確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十九条か。 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の三」と中「第十八条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又 み替えるものとする。

第六十条(略)(船員に関する特例)

3 2

る法律第二の分配を 調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)が置か条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該法第二十条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同法第二十一で及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、同で及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、同で及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員が行う調停につい条の五第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停につい 第四項の規定は、 れる地方運輸 定は、前項の規定により読み替えて適用する第五十二十条から第二十六条まで並びに第三十一条第三項及び7野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関す 局 (運輸監理部を含む。 同法第二十五条第

法律第五十二条の五第一項」と読み替えるものとする。 | 大学、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関するでいる」と、同法第三十七条第三項中「前項」とあるのは「育児当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱つ当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱つ」と、同法第三十二条中「三年法律第七十六号)第五十二条の三」と、同法第三十二条中「三年法律第七十六号)第五十二条の三」と、同法第三十二条中「三年法律第五十二条の五第一項」とあるのは「育児休業、介護法律第五十二条の五第一項」とあるのは「育児休業、介護法律第五十二条の五第一項」とあるのは「育児休業、介護法律の法律を表現している。

十二条の五第一項」と読み替えるものとする。 護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五と、同法第三十一条第三項中「前項」とあるのは「育児休業、介会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱つている」第七十六号)第五十二条の三」と、同法第二十六条中「当該委員第七十六号)第五十二条の三」と、同法第二十六条中「当該委員の項中「第十八条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育一項中「第十八条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育

 \bigcirc 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄) (附則第十六条関係) 【公布日施行】

(傍線部分は改正部分)

日 令和十八年三月三十一	(略)	(削 る)	(略)	期限	までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項第二条 (略)	附則	改
に規定するものをいう。)の治し、大七年法律第六十四号)第五十七年法律第六十四号)第五十七年法律第六十四号)第五十七年法律第六十四号)第五十七年法律第六十四号)第五十七年法律第六十四号)第五十七年法律の職業生活における活躍	(略)	(削る)	(略)	事	表の下欄に掲げる事務なの下欄に掲がる事務のほか、次の下一項の任務を達成するな		正
いう。) の策定及び -四号) 第五条第一項 関する法律(平成二 (女性の職業生活にお				務	をつかさどる。表の上欄に掲げる日ため、第四条第三項		案
	_	쉐	_		2 第 まそ まそ まそ まで また り り り り り り り り り り り り り り り り り り		
(新設)	(略)	令和八年三月三十一日	(略)	期限	での間、それぞれ同表号及び前項各号に掲げ内閣府は、第三条第二条第二条第二条第二条第二の第十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	削	現
(新設)	(略)	女性の職業生活における活躍 は規定するものをいう。)の に規定するものをいう。)の に規定するものをいう。)の に規定するものをいう。)の に規定するものをいう。)の に規定するものをいう。)の	(略)	事務	までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項二条(略)		
		。)の策定及び の職業生活にお の職業生活にお の職業と活にお			かさどる。 第四条第三項		行

3 (略)	推進に関する
3	すること。
(略)	